

日向石神社と石上神社

先史古代研究会 丸谷憲二

1 はじめに

『磯上の古道を歩く』の日向石神社（石上神社）の説明に、「この土地は天王といわれている。」とある。この天王（てんのう）の解説が、日向石神社が石上神社であることを証明した。調査内容を先史学と地名学で報告する。

2 『和気絹』の天皇原

宝永六年（1709）成立の『和気絹』に天皇原が記録されている。崇神天皇の天皇原である。日向石神社鎮座地が天皇であり、長船村の崇神天皇社鎮座地が天皇原である。

一、崇神天皇社。長船村に在り。此辺を天皇原といふ。天皇は人皇十代開化天皇の太子也。

2.1 崇神天皇社の鎮座地

池田家文書の神社明細帳に、靱負神社が寛文九年（1669）に崇神天皇社社地に遷座とある。つまり、1669 年に崇神天皇社の名前が消され靱負（ユキエ）神社（瀬戸内市長船町長船 1151）に変わっている。

崇神天皇社	同国同郡同村崇神天皇社社地遷座
一 本社 六尺一寸四角	一 本社 四尺五寸四角
舞殿 桁行四間 梁行二間	一 祭神 天照日食 勸請年記不詳
鳥居 高サ一丈	但本号靱負神社中古社社五位、大明神明治三年復
一 祭日 九月十三日十四日 勸請年記不詳	四号
一 社地 五畝外ニ宮林一町四反七畝共境内除地	一 神位 從五位上
一 社領 現果高三石八斗四升八合七勺	一 祭日 九月四日五日
但同国同郡同村ノ物成高ヲ以寄附祠官家福、	但旧社地同村大森ト申込ニ有之候外寛文九年
佐興致居申候	崇神天皇社社地遷座

2.1 日向石神社の祭神 崇神天皇

日向石神社が湯次神社の末社として記録され、祭神が崇神天皇と須佐之男神である。

同国同郡磯上村鎮座	一 末社
湯次神社 但式外之神社預國幣百	日向石神社
一 本社 桁行四間 梁行二間	但本社ヨリ距離東南六丁同村之内油抄座
舞殿 桁行二間 梁行一間	本社 三反八寸四角 幣殿 桁行一間二反
門 桁行一間 梁行四尺	梁行一間半
鳥居 高サ一丈	舞殿 桁行四間 梁行一間半
一 祭神 不詳 勸請年記不詳	鳥居 高サ一丈
但本号湯次神社中古社社高八嘴宣明治三年復	祭神 須佐之男神
旧号	崇神天皇
一 神位 從五位上	祭日 九月七日
一 祭日 八月十四日十五日	社地 二畝外ニ宮林一反八畝共境内除地

3 崇神天皇

崇神（すじん）天皇は、第10代天皇で学術上、実在可能性のある初めての天皇である。3～4世紀初めにかけて実在した大王であり、258年没説では崇神天皇の治世は、邪馬台国時代の後半となり、水野正好氏（奈良大学名誉教授）の「崇神天皇は卑弥呼の後継女王である台与の摂政」説と西川寿勝氏（大阪府教育委員会）の「崇神天皇は卑弥呼の男弟」説が知られている。『日本書紀』では、崇神天皇の四道將軍派遣が知られている。

3.1 崇神天皇と石上神宮

祭神の石上大神は、第10代崇神天皇7年に現在地、石上布留（ふる）の高庭（たかにわ）に祀られている。素戔鳴尊が八岐大蛇を斬ったときの十握剣が、石上布都魂神社から石上神宮へ遷されたと伝えられている。伊勢神宮の古名とされる「磯宮（いそのみや）」と「いそのかみ」との関係説がある。

3.2 石上神社と石上神宮

桓武天皇延暦廿四年（805）の造石上神宮が『類聚国史卷三十四 帝王十四 天皇不豫』に記録されている。石川朝臣吉備人に注目した。石上神社と石上神宮の記録である。

十斤。感神靈之怨魂也。○庚戌。造石上神宮。使正五位下石川朝臣吉備人等支度功程。申上軍功一十五万七千餘人。太政官奏之。勅曰。此神宮所以異於他社者何。或臣奏云。多收兵仗故也。勅有何因緣所收之兵器。奉答云。昔來天皇御其神宮。便所宿收也。去都差遠。可慎非常。伏請卜食而運遷。是時文章生從八位上布瑠宿禰高庭即修解申。官云。得神戶百姓等欺侮。比來大神頻放鳴鏑。村邑咸怖。不知何祥者。未經幾時。運遷神寶。望請奏聞此狀。蒙從。停止。官即執奏。被報官稱。卜筮吉合。不可妨言。所司咸來。監運神寶。收山城國葛野郡。訖。无故倉仆。更收兵庫。既而聖体不豫。典聞建部千繼。被充春日祭使。聞平城松

井坊有新神託女巫。便過請問。女巫云。今所問不是凡人之事。且聞其主。不然者不告所問。仍述聖体不豫之狀。即託語云。歷代御宇天皇以殷勤之志所送納之神寶也。今踐穢吾庭。運收不當。所以唱天下諸神。勅諱贈天帝耳。登時入京密奏。即詔神祇官并所司等。立二幄於神宮。御飯盛銀筥。副御衣一襲。並納御輦。差典闌干繼充使。召彼女巫。令鎮御魂。女巫通宵忿怒。託語如前。遲明乃和解。有勅。准御年數。屈宿德僧六十九人。令讀經於石上神社。詔曰。天皇御命尔坐。石上乃大神尔申給。大神乃宮尔收有器仗乎。京都遠久成。依。近處尔令治。為。去年此運收有。然尔比來之間。御體如常。不御坐有。大御夢尔覺坐尔依。大神乃願坐之任尔。本社尔返收。无驚久无咎久平久安久可。御坐。念志食。是以鍛冶司正從五位下作良王。神祇大副從五位下大中臣朝臣全成。典侍正五位上葛井宿禰廣岐等。差使。禮代乃幣帛并鏡令持。申出給御命乎。申給止申。辭別。申給。神皇御孫乃御命乎。堅磐尔常磐尔護奉幸。奉給。稱辭定奉止申。遣典藥頭從五位上中臣朝臣道成等。返納石上神社兵仗。○己未。令諸國々分寺。行藥

4 石上郷の地名の由来

『古備之國地理之圖書』の平賀元義氏（1800～1866）の報告は正確である。

「類聚国史に備前国の穀を石上内親王に賜ふといふ事あれども、石上郷は、かの内親王より以前の郷名なれば、内親王によれる名にあらず。」

4.1 石上内親王

石上内親王 (?~846) が、『類聚国史 卷七十八 賞賜』に記録されている。平城(へいぜい)天皇の皇女である。大同5年(810年)の記録である。「近江, 播磨, 備前の穀 800 斛(こく)を賜る。斛とは量器の総称である。現在までの調査で備前との関係を確認できたのは石上内親王のみである。内親王とは皇族女子称号である。

4.2 石上皇子と石上部皇子

備前国石上郷は、石上皇子(542年?~没年?)と石上部皇子縁の場所である。石上部皇子は欽明(きんめい)天皇の皇子である。石姫皇女(いしひめのひめみこ)の石を石上の地名の由来と考えたい。欽明天皇の皇后である。敏達天皇の母。同母妹の小石姫皇女・倉稚綾姫皇女・日影皇女と共に欽明天皇の妃となった。欽明天皇元年(540)に欽明天皇の皇后に立てられ、敏達天皇元年(572)、息子敏達天皇の即位と同日に皇太后に立てられている。

4.3 石上麻呂

物部守屋(?~587年)の時の崇・廃仏闘争により物部一族は滅亡した。しかし、物部一族は石上氏として存続する道をたどった。石上麻呂(640~717年)は物部氏の居住地である石上郷に因み「石上朝臣」と改称した。

5 まとめ

1669年に崇神天皇社の名前が消され靉負(ユキエ)神社に変えられた。1669年とは、池田綱政公が布都美神社を石上布都魂神社と決定した延宝二年(1674)の5年前である。藩主の池田光政公が、石上神社を日向石神社と名称変更し、吉備国における崇神天皇の記録を抹消した。伴信友氏が引用した、『備前国式社考』の著書は、今回の報告内容を知らない。岡崎春樹氏は、『吉備に邪馬台国 瀬戸内市の歴史』に、「石上神社は、明治時代の政策で強制破壊された。と私の妻の父親は、石上神社の氏子で大変嘆き話していた。」と報告している。日向石神社とは、太陽に向かう石上の社の意である。

5 参考文献

- ① 『磯上の古道を歩く』平成27年4月2日 いそのかみ里山倶楽部
- ② 『和気絹』高木太亮軒 1709年「吉備群書集成」
- ③ 『池田家文書の神社明細帳』
- ④ 『寸籙乃塵 下巻』土肥経平 「吉備群書集成(二)」昭和45年 歴史図書社
- ⑤ 『石上神宮』 <http://www.isonokami.jp/about/>
- ⑥ 『吉備之国地理之聞書』平賀元義 「吉備群書集成(二)」昭和45年 歴史図書社
- ⑦ 『石上麻呂と石上郷(長船町磯上)』平成28年1月5日 丸谷憲二
- ⑧ 『布都美神社と石上布都魂神社』平成28年1月19日丸谷憲二
- ⑨ 『吉備に邪馬台国 瀬戸内市の歴史』岡崎春樹 平成25年12月